

特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構設立趣意書

犯罪のない安全で安心な社会を作るためには、犯罪や非行が発生しないよう家庭の教育機能や地域の連帯感を高めるなどの犯罪予防活動を行うとともに、非行のある少年や犯罪に陥った者（以下「犯罪者等」という。）の再犯を未然に防ぐ対策が重要であります。平成19年版犯罪白書では、再犯者は全犯罪者の30パーセントにすぎないものの、犯罪発生件数の約60パーセントの犯罪を起こしており、社会に多大な脅威と被害を与えると論じています。

犯罪者等が善良な社会の一員として更生するためには、彼らが仮釈放あるいは満期釈放等により社会に戻った後、就職の機会を得て経済的に自立することが極めて重要です。しかし、実際には、犯罪者等の前歴を承知で雇用し、その立ち直りを援助しようとする協力雇用主は限られており、彼らの就職は困難な状況にあります。また、やむを得ず、前歴秘匿のまま就職をして、その負い目から転職を繰り返し、不安定な生活に陥るものも少なくありません。他方、善意の篤志家である協力雇用主としても、地域や関係企業等の理解と協力が欠けた中で、一人彼らの雇用を継続することには多くの苦勞と困難があります。そこで、我々は、このような悪循環を断ち切るべく、また、治安の安定は社会全体で取り組むべき課題であり、事業者等もその社会的責任の一つとして応分の協力をすべきであるという考えの下、東京都就労支援事業者機構を設立し、犯罪者等の就労支援活動を行うこととしました。

具体的には、幅広い産業分野における協力雇用主の開拓、協力雇用主の交流・研さん活動、また、犯罪者等を雇用する企業への助成援助等の雇用促進策等が考えられます。さらに、犯罪者等の就労定着阻害要因の軽減のために、ジョブコーチに関する研修、サポートネットワークの構築、就労に対する動機付けを高めるためのプログラムの調査研究等についても検討を要するものと思われれます。

我々は、これらの諸活動を特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構をはじめとする更生保護関係団体とも連携・協力し、地域の各界各層の賛同を得て遂行しようとするものであります。東京都就労支援事業者機構の必要性が、より多くの事業者等地域の方々に理解され、ご理解とご支援が得られることを願ってやみません。（平成21年2月）